

## 社会福祉法人小平市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

### 【女性活躍推進法】

#### ○ 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間

#### ○ 目 標

年次有給休暇の取得率を50%以上とする。

#### ○ 取組内容

各所属において取得率の低い職員に対して、所属長より個別相談を行い、業務の見直し等の環境改善の配慮とともに家族の記念日等における年次有給休暇の取得促進を目指す。

●令和4年 4月～ 令和3年度の年次有給休暇の取得状況の把握

●令和4年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得促進計画案を策定

●令和5年 4月～ 年次有給休暇取得促進のための取組みを開始

#### ○ 情報開示内容（ホームページ等）

①有給取得率 ②採用職員男女比率 ③社内メールや掲示版による職員周知

### 【次世代育成支援対策推進法】

#### ○ 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間

#### ○ 目 標

妊娠中や産休後の女性労働者の健康確保等に関する相談窓口を設置する。

#### ○ 取組内容

妊娠中や育児休業中の女性職員に対し、産業医による健康相談窓口を新設し、健康不安等の軽減に努める。

●令和4年 4月～ 相談窓口の設置について検討

●令和4年10月～ 相談窓口の具体的な計画案を策定

●令和5年 4月～ 相談窓口の設置及び職員への周知

#### ○ 情報開示内容（ホームページ等）

①策定計画内容 ②社内メールや掲示版による職員周知